

## 岐阜市スポーツ振興補助金交付要綱

令和2年5月19日決裁

改正 令和4年3月25日決裁

改正 令和5年3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ大会に出場し、又は出場することが見込まれる選手等及びスポーツ関係団体等を支援することにより本市におけるスポーツ振興を図るため、予算の範囲内において行う岐阜市スポーツ振興補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 各種スポーツ大会派遣事業
- (2) 強化指定選手事業
- (3) 各種スポーツ大会開催事業
- (4) 地域体育振興事業

(各種スポーツ大会派遣事業)

第3条 各種スポーツ大会派遣事業の対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック（世界オリンピック委員会が主催する大会）
- (2) パラリンピック（国際パラリンピック委員会が主催する大会）
- (3) スペシャルオリンピックス（スペシャルオリンピックス国際本部が主催する大会）
- (4) デフリンピック（国際ろう者スポーツ委員会が主催する大会）
- (5) アジア大会（アジアオリンピック評議会が主催する大会）
- (6) アジアパラリンピック（アジアパラリンピック委員会が主催する大会）
- (7) その他の国際大会
- (8) 競技団体（公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体及び準加盟する団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟する競技別競技団体及び準登録競技団体、公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟並びに一般社団法人全国高等専門学校連合会をいう。以下同じ。）が主催する全国大会（一般社団法人全国高等専門学校連合会が主催する全国大会にあつては、全国高等専門学校体育大会において実施される競技に限る。）
- (9) 岐阜県民スポーツ大会（公益財団法人岐阜県スポーツ協会が主催する大会）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める大会

2 各種スポーツ大会派遣事業の対象者は、次の各号に掲げる大会の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前項第1号から第6号までに掲げる大会 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は本市出身者で、当該大会に出場する選手
  - (2) 前項第7号に掲げる大会 競技団体が推薦する者であつて、市内に在住し、在勤し、又は  
在学し、当該大会に出場する選手
  - (3) 前項第8号に掲げる大会 次のいずれかに該当する者であつて、市内に在住し、当該大会に出場する選手
    - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は同法第134条第1項に規定する各種学校（主に外国人を対象に同項の教育を行うものに限る。）に在学する者
    - イ アに掲げる者以外の者で、満6歳に達した日の属する年度の4月1日から満18歳に達した日の属する年度の3月31日までの間にある者
  - (4) 前項第9号に掲げる大会 市内に在住し、若しくは在勤する者又はスポーツ籍の者で、当該大会に出場する選手及びその監督、コーチ並びに当該大会の役員
  - (5) 前項第10号に掲げる大会 市長が適当と認める当該大会に出場する選手又は団体
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、各種スポーツ大会派遣事業の対象としない。
- (1) 当該大会への出場に関し、本市から他の制度による助成を受けている者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当でない  
と認める者又は団体  
(強化指定選手事業)

第4条 強化指定選手事業に係る補助金は、オリンピック、パラリンピックその他の国際大会に出場することが見込まれると市長が認める者に交付する。

2 強化指定選手事業に係る補助金の交付は、次の区分に分けて行うものとする。

- (1) 選手強化費
  - (2) 激励金（国際大会又は日本代表選手の選考会を兼ねる全国大会その他これに準ずる規模の全国大会（以下「代表選考会等」という。）に出場する場合に限る。以下同じ。）
- 3 選手強化費及び激励金の交付の申請は、それぞれ一の年度において1回に限る。

(各種スポーツ大会開催事業)

第5条 各種スポーツ大会開催事業に係る補助金は、国際大会、全国大会その他のスポーツ大会の円滑な運営を図るため、当該スポーツ大会を主催するものに交付する。

(地域体育振興事業)

第6条 地域体育振興事業に係る補助金は、市民のスポーツ振興を図るため、地域体育振興会その他のスポーツ関係団体に交付する。

2 地域体育振興事業に係る補助金の交付の申請は、一の年度において1回に限る。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助事業に係る経費及び補助額は、予算の範囲内で別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、補助事業の開始日の前日（当該期限が岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）第1条に規定する市の休日の場合は、その前日）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 各種スポーツ大会派遣事業 大会要項及び参加予定者名簿
- (2) 強化指定選手事業 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類
  - ア 選手強化費 事業計画書、収支予算書及び購入する物品等の使用計画書
  - イ 激励金 大会要項、国際大会又は代表選考会等に出場することが分かる書類
- (3) 各種スポーツ大会開催事業 大会要項及び収支予算書
- (4) 地域体育振興事業 事業計画書、収支予算書及び役員名簿

2 申請者は、各種スポーツ大会派遣事業及び強化指定選手事業に係る補助金の交付の申請を岐阜市スポーツ協会に委任することができる。

(補助金の交付の申請の制限)

第9条 各種スポーツ大会派遣事業に係る補助金及び強化指定選手事業に係る補助金（激励金に限る。）の交付の申請は、一のスポーツ大会につき、いずれか一方の申請のみをすることができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、補助事業が完了する日の翌日から起算して1月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 各種スポーツ大会派遣事業 大会に出場したことを証する書類及び第3条第1項第8号に掲げる大会にあっては、宿泊に関する名簿
- (2) 強化指定選手事業 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類
  - ア 選手強化費 事業報告書、収支決算書及び物品等の領収書その他支出を証する書類
  - イ 激励金 国際大会又は代表選考会等に出場したことを証する書類
- (3) 各種スポーツ大会開催事業 大会成績等及び収支決算書
- (4) 地域体育振興事業 事業報告書及び収支決算書

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行し、各種スポーツ大会派遣事業に関する部分は、同年4月1日以後に行われる大会について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行し、各種スポーツ大会派遣事業に関する部分は、同年4月1日以後に行われる大会について適用する。

別表（第7条関係）

区 分		補助対象経費	補 助 額		
各種スポーツ大会派遣事業	第3条第2項第1号		/	国外の大会に出場する場合	50,000円
				国内の大会に出場する場合	25,000円
	第3条第2項第2号		/	国外の大会に出場する場合	30,000円
				国内の大会に出場する場合	15,000円
	第3条第2項第3号		/	宿泊を伴う場合	10,000円
				宿泊を伴わない場合	5,000円
	第3条第2項第4号	本大会	交通費、宿泊料、昼食代、参加料、登録料その他大会出場に要する費用	次に掲げる額を合算した額 (1) 岐阜市職員旅費条例（昭和45年岐阜市条例第25号。以下「旅費条例」という。）の例により算出した鉄道賃及び車賃の2分の1に相当する額 (2) 旅費条例の例により算出した宿泊料の額 (3) 昼食代として一律800円 (4) 参加料、登録料その他大会出場に要する費用の額	
第3条第2項第5号		/	その都度市長が定める額		
強化指定選手事業	選手強化費		需用費及び備品購入費	300,000円を上限とする。	
	激励金		/	一律200,000円	
各種スポーツ大会開催事業		需用費、使用料及び賃借料その他の大会開催に要する費用	当該事業に対して岐阜県が交付する補助金の2分の1の額を上限とする。		
地域体育振興事業		需用費（参加賞、景品等の購入費用を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	次の各号に掲げる当該地域の構成世帯数（申請日直近の国勢調査の結果による確定した世帯数をいう。）の区分に応じ、当該各号に掲げる世帯割補助額を基礎補助額30,000円に合算して得た額を上限とする。 (1) 1,999世帯以下の場合 4,500円 (2) 2,000世帯以上2,999世帯以下の場合 6,300円		

		(3) 3,000世帯以上3,999世帯以下の場合 8,100円
		(4) 4,000世帯以上の場合 9,900円